

臨床医学教育協議会規程

平成16年1月13日 制定
最終改正 平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、臨床医学教育協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、臨床医学教育担当の専任教授及び協議会が認めた教室主任（以下「協議会員」という。）をもって組織する。

(会議)

第3条 協議会は、原則として毎月1回臨床教育部長が招集するものとする。ただし、臨床教育部長が必要と認めたときは、協議会を開催することができる。

- 2 会議は、協議会員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 やむを得ない理由のため会議に出席できない協議会員は、代理人として当該教室教員を本協議会に出席させることができる。

(議長)

第4条 協議会の議長の職務は、臨床教育部長が行う。

- 2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した者がその職務を代行する。

(審議事項)

第5条 協議会は、次の事項を審議する。

- 一 臨床医学教育に関わる教育課程に関すること。
- 二 臨床医学教育に関わる試験日程に関すること。
- 三 臨床医学教育に関わる学生の成績に関すること。
- 四 その他協議会に関わる教育及び研究に関すること。

(協議会員以外の者の出席)

第6条 法医学教室及び健康政策医学教室の教授は、協議会に出席することができる。

- 2 議長は、必要があると認めたときは、協議会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は教育支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会において定める。

(附則)

- 1 この規程は、平成16年1月13日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、臨床教育部長が選任されるまでの間、臨床教育部長は附属病院長に読み替えるものとする。

(附則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。